

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の26第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 月岡 崇
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【報告義務発生日】	平成31年4月15日
【提出日】	平成31年4月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	住友商事株式会社
証券コード	8053
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の間	法人（外国法人）
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・（ガーンジー）・リミテッド (Orbis Investment Management (Guernsey) Limited)
住所又は本店所在地	ガーンジー、GY1 1DB セント・ピーター・ポート、ル・ボーデージ、チューダー・ハウス1階（登記上の本店所在地） バミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス（主たる事務所）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成9年12月23日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 福原 亮輔
電話番号	03-6889-7000

（2）【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			10,740,405
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 10,740,405
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 10,740,405		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成31年4月15日現在）	V 1,250,787,667
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	0.86
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オービス・インベストメント・マネジメント・（ガーンジー）・リミテッド、オービス・エスアイシーエーヴィ・ジャパン・ エクイティ・ファンド及びオービス・エスアイシーエーヴィ・ジャパン・コア・エクイティ・ファンド間の2002年11月29日付 投資一任契約（修正・再表示）
--

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
---------	----------

氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	バミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成元年11月22日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 福原 亮輔
電話番号	03-6889-7000

(2) 【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			53,019,762
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	0	P	Q 53,019,762
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T		53,019,762
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成31年4月15日現在）	V	1,250,787,667
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		4.24
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・オプティマル・エスエー・ファンド・リミテッド間の2004年12月1日付投資一任契約、グローバル・バランスド・ファンドに関するオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・エスアイシーエーヴィ間の2012年12月17日付投資一任契約並びにグローバル・バランスド・ファンドに関するオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド、オービス・インベストメント・マネジメント・（ルクセンブルク）・エスエー及びオービス・オーイーアイシー間の2013年12月13日付ポートフォリオ管理業務契約

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

- （１） オービス・インベストメント・マネジメント・（ガーンジー）・リミテッド
（Orbis Investment Management (Guernsey) Limited）
- （２） オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド
（Orbis Investment Management Limited）

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			63,760,167
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I

対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 63,760,167
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T		63,760,167
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成31年4月15日現在）	V	1,250,787,667
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		5.10
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
オービス・インベストメント・マネジメン ト・（ガーンジー）・リミテッド （Orbis Investment Management (Guernsey) Limited）	10,740,405	0.86
オービス・インベストメント・マネジメン ト・リミテッド （Orbis Investment Management Limited）	53,019,762	4.24
合計	63,760,167	5.10